

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

①現状

1) 地域の災害等リスク

(洪水)

箕面市のハザードマップによると、市街地地域において、中部及び西部の箕面鍋田川や箕面川において床上浸水（3m未満）が予想されているほか、北部の余野川においては、3mを超える浸水が予想されているエリアがある。

<参考資料：箕面市防災マップ>

https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/hazardmap/hazardmap_top.html

(土砂災害)

箕面市のハザードマップによると、北部の止々呂美・箕面森町地区及び山間部は、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

<参考資料：箕面市防災マップ>

https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/hazardmap/hazardmap_top.html

(地震)

箕面市では、最大規模で有馬高槻断層帯地震において、約2万人の避難所生活者数を想定している。

<参考資料：箕面市地域防災計画（令和元年度（2019年度）改訂版）>

https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/bousai_keikaku/h24chiikibousaikeikaku/h24keikaku_top.html

(その他)

平成30年は、大阪府北部地震では、震度6弱を観測し、同年の台風第7号や台風第21号では停電や多くの建物被害が発生した。

<参考資料：過去の災害時の情報>

<https://www.city.minoh.lg.jp/kurashi/bousai/index.html>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、箕面市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2) 商工業者の状況 (平成28年経済センサス-活動調査)

・事業者数 4,215者<出典：平成28年経済センサス-活動調査>

(・うち企業数 2,827者)<出典：中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点>

・中小企業数 2,824者<出典：中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点>

・小規模事業者数 2,336者<出典：中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点>

3) これまでの取組

<箕面市の取組>

- ・箕面市地域防災計画の策定
- ・全市一斉総合防災訓練の実施
- ・各避難所への防災備品や飲食料の備蓄
- ・地域防災ステーションの整備
- ・防災講習会の開催

<箕面商工会議所の取組>

- ・平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震の際、会員事業所を中心として417件の被害状況調査を電話にて行った。
- ・同年に発生した台風21号においても、241件の聞き取り調査を行った。台風被害については4件の事業所に対し大阪府の平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金及び、小規模事業者持続化補助金（台風・豪雨被災地自治体連携型）の活用支援を行った。
- ・自然災害の増加を受け、大阪府商工会議所連合会では令和元年7月19日に大阪府内の商工会議所が被災地域からの応援要請に基づき相互に支援を行うことを目的として「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議した。

②課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組にかかる箕面市と箕面商工会議所の具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・箕面商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

③目標

◎実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計10,000事業者

	目標支援事業者数
令和3年度	2,000事業者
令和4年度	2,000事業者
令和5年度	2,000事業者
令和6年度	2,000事業者
令和7年度	2,000事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、箕面商工会議所と箕面市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④その他

箕面商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年10月1日～令和8年3月31日）

⑥事業継続力強化支援事業の内容

・箕面商工会議所と箕面市は各々の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・情報誌「商工会議所みのお」や市広報紙「もみじだより」、ホームページ等において国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新興感染症は、感染源や感染経路などが明確になるまでに時間が必要なことから、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

箕面商工会議所は以下の取組を行う。

- ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する東京海上日動火災保険株式会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・箕面商工会議所は、企業巡回やセミナー等の様々な機会において地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・箕面商工会議所と箕面市は、大阪府・市町村合同地震津波対策訓練に参加し、その中で、箕面商工会議所と箕面市との連絡ルートを確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・箕面商工会議所は、令和4年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・箕面商工会議所は、連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・箕面商工会議所は、小規模事業者が防災・減災を行うための設備投資等に係る融資支援を商工組合中央金庫箕面船場支店、日本政策金融公庫十三支店と連携して実施する。

- ・新興感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあるため、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発チラシの配布依頼等を行う。

g) フォローアップ

- ・箕面商工会議所と箕面市は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対応の実施可否の確認

- ・箕面商工会議所は、発災後3時間以内に電話・グループウェア等を活用し、職員の安否確認を行う。箕面商工会議所は、安否確認により、応急対応が可能であるかどうかの判断およびその段階で判明している大まかな被害状況等を確認・把握し、箕面市に情報共有する。
- ・国内感染症等発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、箕面市における感染症対策本部設置に基づき箕面商工会議所による感染症対策を行う。

b) 応急対応の方針決定

- ・箕面商工会議所と箕面市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が地区内0.1%程度の事業所で発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、「大規模な被害がある」ものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により箕面商工会議所と箕面市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	週に1回共有する
1カ月～3カ月	1カ月に1回共有する
3カ月以降	3カ月に1回共有する

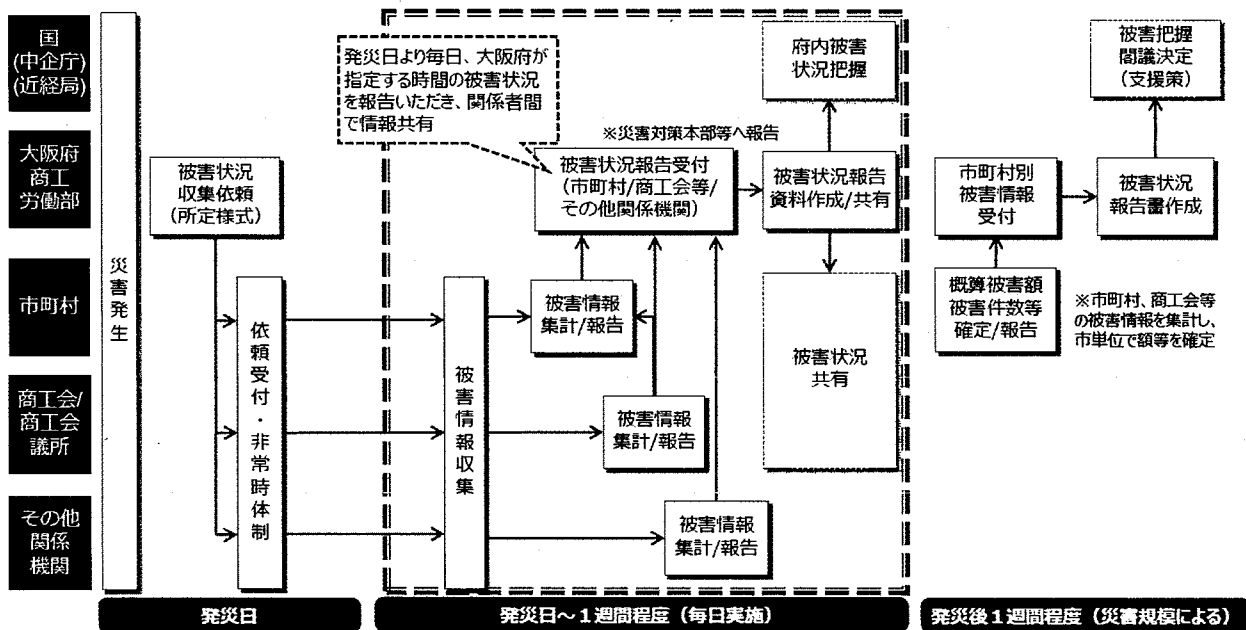
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・箕面商工会議所と箕面市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、共有しておく。
- ・箕面商工会議所と箕面市は、大阪府が指定する方法で大阪府へ被害情報を報告する。（箕面商工会議所は、当該情報を箕面市にも情報共有する。）
- ・新興感染症等の流行の場合、箕面商工会議所と箕面市は、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、大阪府が指定する方法で大阪府へ被害情報を報告する。（箕面商工会議所は、当該情報を箕面市にも情報共有する。）

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・箕面商工会議所は、相談窓口の設置方法について箕面市に相談し、決定する。（箕面商工会議所は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・箕面商工会議所は、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・箕面商工会議所は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・箕面商工会議所は、応急時に有効な被災事業者施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・箕面商工会議所は、新興感染症等の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

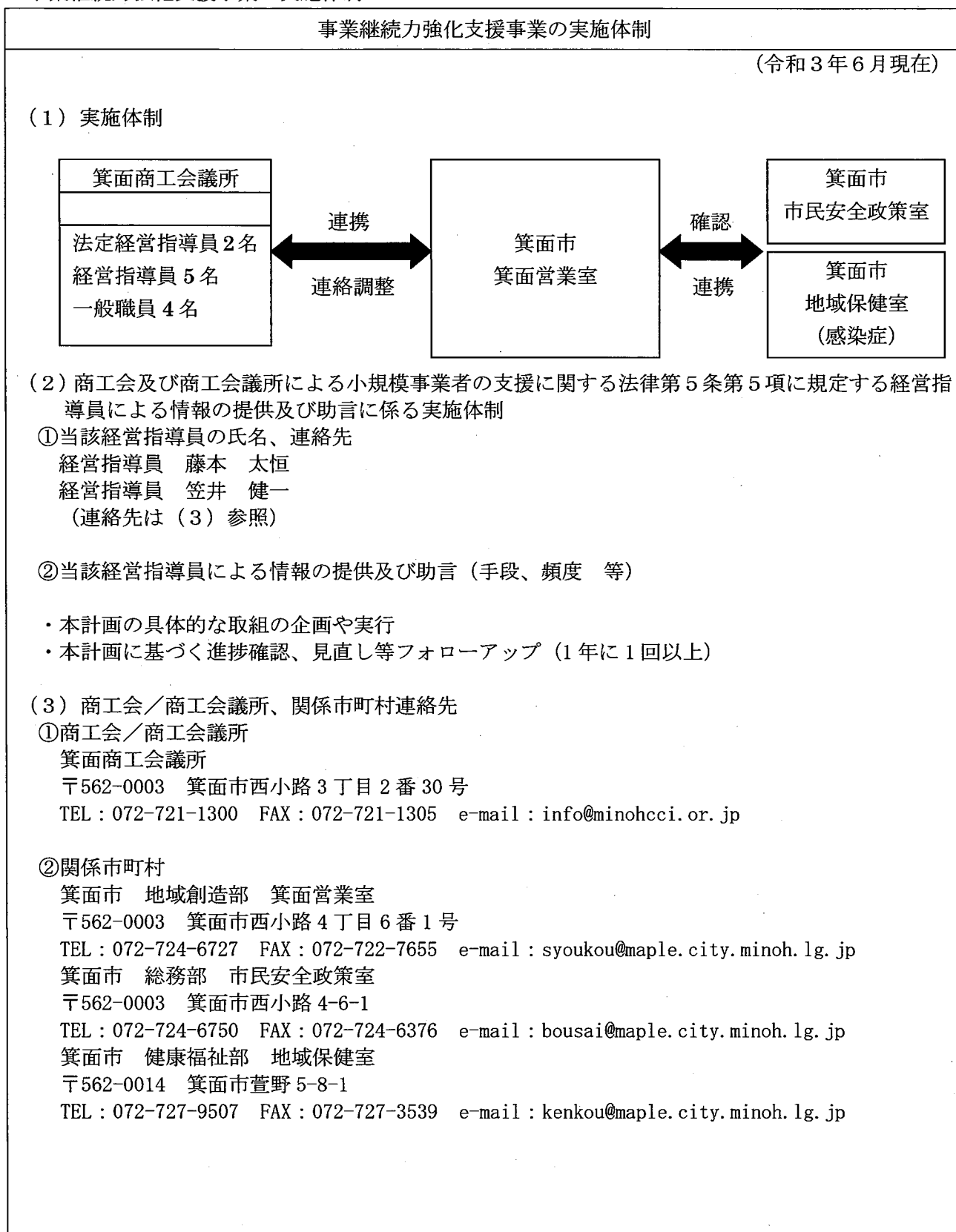
- ・箕面商工会議所は、国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・箕面商工会議所は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会の「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づき、支援を要請する。また、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。
- ・箕面商工会議所は、日本政策金融公庫や商工中金などと連携し、地区内小規模事業者に必要なと思われる金融支援を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【箕面商工会議所】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	150	150	150	150
チラシ等作成費	100	50	50	50	50
巡回指導費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、箕面市補助金、大阪府補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【箕面市】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4) ①

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 大阪北支店 北摂支社 大阪北支店部長兼北摂支社長 平野 光保 本社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 北摂支社 〒560-0082 豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル16階 TEL: 06-6834-2898 FAX: 06-6834-2913 E-mail: MAIL3999@tmnf.jp
連携して実施する事業の内容
1. リスクファイナンスセミナー、事業継続計画 (BCP) セミナー・ワークショップの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・企業を取り巻く環境変化とBCP及びリスクファイナンス対策の必要喚起 ・大阪府、箕面市に所在する事業者の所在地単位ハザードマップ提供 ・BCPの解説(セミナー)と策定支援(ワークショップ体験型講座)の開催 ・事業継続力強化計画認定申請の支援 ・経営指導員向け研修の開催 ・リスクファイナンスのためのビジネス総合保険の案内 2. 事業継続計画 (BCP) 策定支援及びBCM事業 <ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定支援: 事業内容と規模に応じたBCPの策定支援(簡易版、中規模企業版) ・BCM支援: 策定済みのBCPのブラッシュアップ(見直し、改善、訓練)の支援
連携して事業を実施する者の役割
1. リスクファイナンスセミナー、BCPセミナー・ワークショップの講師派遣 2. 自然災害ポータルサイトを活用した所在地単位のハザードマップの提供 3. 事業継続力強化計画認定申請支援の相談・個別支援 4. 経営指導員向け研修の講師派遣 5. リスクファイナンスのためのビジネス総合保険の案内と説明 6. BCP策定及びBCMの個別支援
連携体制図等